

高齢者向け 補聴器の購入費助成のお知らせ

聴力の低下により日常生活に支障がある65歳以上の人を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

1 対象者（以下すべてに該当する人）

- ①本市に住民登録がある65歳以上の人
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、医師から補聴器の使用が必要であると証明を受けた人
- ③障害者総合支援法その他の法令により、補聴器の購入について助成対象とならない人
- ④市税等を滞納していない人

2 助成額

- ・補聴器購入費の2分の1以内（上限3万円）
- ・100円未満切捨て

3 申請に必要なもの

- ・申請書
- ・申請書の医師証明欄の記載
- ・補聴器購入の領収書
※購入者・購入日、金額、品目が記載されているもの。
- ・振込先がわかるもの
※通帳など
- ・印鑑
※申請書を確認した結果、訂正が必要な場合があります。

4 申請時の注意点

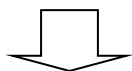
- ・医師の証明を受ける前に補聴器を購入した場合、助成対象外となります。
- ・助成は、1人につき1回限りです。
- ・片耳、両耳を問わず上限額は30,000円です。
- ・補聴器を購入した年度内に申請してください。
- ・集音器、補聴器の修理、電池交換・付属品購入は助成対象外です
- ・診察料、検査料、文書作成料は自己負担となります
- ・必要事項が記載されていない領収書は助成できません。

【裏面をご覧ください】

申請から助成までの流れ

申請書の入手・事前相談

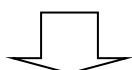
- ・熱海市福祉事務所 1 階 長寿介護課での配布
 - ・熱海市ホームページからのダウンロード
- ※協力医療機関においても、申請書をお渡しすることができますが、市と事前相談願います。



耳鼻咽喉科の受診

※診察料、検査料、文書料等は自己負担となります。

- ・申請書を持参し、耳鼻咽喉科を受診
- ・助成対象の要件を満たす場合は、耳鼻咽喉科医師に証明をもらってください。

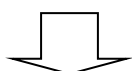


補聴器の購入

※補聴器は、購入後も調整や訓練が必要になるので、必ず補聴器販売店に相談の上、購入してください。

※証拠書類として確認ができない領収書の場合は助成できません。

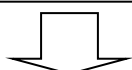
- ・補聴器を購入し、購入店舗からその領収書をもらってください
- ・領収書は購入日、購入金額、購入品目が記載されているものをもらってください。



申請書の提出

※補聴器を購入した日の属する年度内に申請してください。

- ・記載済みの申請書と領収書の原本、振込先の通帳をお持ちのうえ、長寿介護課窓口へ提出してください。



助成金の支払い

申請者本人名義の指定口座に助成金を振り込みます。

お問合

熱海市役所 長寿介護課 長寿支援室
0557-86-6316